

国会法改正案の問題点

法の番人を国会から締め出し、プロである官僚の答弁を無くし、憲法解釈を好き勝手に行えるように。

国会法改正案の内容

1. 国会で答弁する政府特別補佐人から内閣法制局長官を除く
2. 副大臣、政務官の定数を増やす
3. 政府参考人制度の廃止
4. 行政機関の職員や学識経験者らからの意見聴取会の開催

1. 国会で答弁する政府特別補佐人から内閣法制局長官を除く

内閣法制局長官には国会答弁をさせないということです。これは「法の番人」を国会の答弁から不在になるということになります。

政府が外国人参政権法案を国会へ提出した場合、憲法論議は必至になるのは確実です。しかし、法制局長官の答弁が禁止になると憲法議論すらなくなります。

政府が憲法解釈を好き勝手にして違憲法案を可決させることもできるようになるのです。

2. 副大臣、政務官の定数を増やす

一見すると「脱官僚」を感じさせますが、内閣の方針に従う人間を増やすこともできます。そうなれば、政府が不必要に過剰な力を持つこともできます。

3. 政府参考人制度の廃止

政府参考人とは、国会の委員会が行政に関する細目的または技術的事項について審査や調査を行う場合、委員会の求めに応じて出席して説明を行う公務員のことです。

政府参考人制度が廃止されると、国会で十分な説明なしに法案が審議されることになってしまいます。

4. 行政機関の職員や学識経験者らからの意見聴取会の開催

意見を聞くというのは良いことかもしれませんが、しかし、相手が支持団体ばかりだとしたら問題です。

「行政機関の職員や学識経験者ら」と明確な定義をしておらず、適当な理由さえ付ければ政府に都合の良い人物しか呼ばないことも可能です。

国会法が改正されると…

Before

与党「外国人に参政権法案を提出します。」
野党「この法案は憲法に違反していないか？憲法解釈の専門家を呼んで下さい。」
内閣法制局長官「最高裁での判決は、参政権を国民以外に与えるのは違憲であると判断されています。」

After

与党「外国人に参政権法案を提出します。」
野党「この法案は憲法に違反していないか？憲法解釈の専門家を呼んで下さい。」
与党議員A「合憲です。」 与党議員B「合憲だよ。」
与党議員C「合憲。最高裁の傍論ではそう言った。」